

計画策定等における地方分権改革の推進に関する指定都市市長会提言

平成 7 年の地方分権推進法の成立以来、国が主導する形で地方分権改革が進められてきたが、平成 26 年から地方の発意に基づいて改革を推進する「提案募集方式」が導入された。

一方で、地方自治体に対して一定の方式による計画の策定等を義務付ける手法を用いた国の働きかけの在り方が大きく変わったとは言えず、法律に規定される計画等の策定に関する条項数は、平成 22 年から令和 2 年の 10 年間で約 1.5 倍と増加し続けている。また、近年、法令上は努力義務やできる規定であるものの、財政支援等の要件とされており、事実上策定せざるを得ない計画も増えている。

国による地方への計画策定等の働きかけの増加は、地方の自主性及び自立性の確保にそぐわないだけでなく、計画策定等に係る地方自治体の事務負担を増大させている。計画策定事務に伴い、調査や審議会、有識者会議の実施など多大な労力が費やされるものもある。指定都市をはじめ地方自治体は、限られた財源・人員の中で、新型コロナウイルス感染症対策や地域の課題解決など、真に市民サービス向上に資する業務に全力で取り組んでいかなければならない。

このような中、地方の自主性及び自立性を高めるため、提案募集の重点テーマに「計画策定等」が設定され、また、令和 4 年 4 月 13 日の経済財政諮問会議においても「地方の自由度を高める方向で、既存の計画等の見直しを進める」との方針が示されるなど、国において具体的な取組が開始されたのは画期的なことであり、今後内閣府を中心に各府省で検討を進めることが期待される。

については、計画策定等の見直しを通じて地方の自由度を高め、地方創生及び地方分権改革を強力に進めるため、以下のとおり提言する。

- 1 指定都市からの共同提案など各地方自治体からの提案については、内閣府だけでなく各府省においても地方の自由度を高める観点から真摯に検討し、具体的な見直しを実現させること。
- 2 地方の自主性及び自立性を尊重するため、新たな法律並びに政令・省令等の創設・改正にあたっては、努力義務やできる規定、通知、ガイドライン等によるものも含め、計画等の策定に関する義務付け・枠付けを原則として設けないこと。また、既に設定された義務付け・枠付けについても、他の計画等との内容の重複や重要性の低下がみられる計画等の統廃合を行うこと。

**令和 4 年 5 月 26 日
指 定 都 市 市 長 会**